

復興大臣

秋 葉 賢 也 様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

令和4年11月10日

双葉地方町村議会議長会
会長 吉 田 義 則



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災により双葉地方が全町村避難となってから、11年余が経過しました。

双葉地方は、いまだ復興道半ばにあり、数多くの方々が県内外に避難生活を余儀なくされております。

令和4年8月に双葉町の復興再生計画区域の一部が避難指示解除となり、ようやく復興のスタートラインに立つことができ、これにより行政区域の一部であるが、8町村全てにおいて、避難指示が解除となり復興へ向けて双葉地方が一丸となって推進できる環境となってきたところであります。

双葉地方の復興は、始まったばかりであり、帰還人口も産業指数も大震災前の2～3割程度と、「明るい未来の双葉郡」への道のりは険しいものがあります。

今般の「福島国際研究教育機構」の立地場所が双葉郡浪江町となったことは、双葉地方の創造的復興の中核拠点となり、なお一層の復興の進展が図られることへの期待が高まります。

かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ育ったという誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国の責務として対応していただけますよう要望いたします。

1 避難地域の復興の実現

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から11年が経過し、双葉地方の復興は着実に前に進んでいるものの復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は様々であるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるため、第2期復興・創生期間においても、国が果たすべき責任をしっかりと果たすという決意の下、双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国が前面に立ち、中長期的に復興を推進し、双葉地方の明るい未来が開かれるよう、引き続き、次の事項に取り組むこと。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算を中長期的に確保するとともに弾力的な運用を行うこと。

(3) 被災地に寄り添った支援策等の構築

東日本大震災及び原子力災害の発生から11年が経過し、未曾有の複合災害により平穏な生活が失われ、懸命に復旧・復興に取り組んできたこれまでの思いや記憶などが風化されつつある。

このことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、積極的にこの地方に足を運び、この地方の現状を直に確認するとともに、地域住民の意見や要望等に耳を傾け、新たな課題やニーズにも対応できるよう、この地方の思いに寄り添った支援策等を構築すること。

2 A L P S 処理水の取扱い及び社会的な影響への対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

(1) 国民に対する説明及び正確な情報発信

A L P S 処理水の取扱いについて、双葉地方の地域住民はもとより県民及び国民に対して丁寧な説明を行い十分な理解が得られるよう、説明責任を果たすとともに、国内外に対し科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすくかつ繰り返し発信すること。

(2) 安全性を担保した浄化処理の確実な実施

双葉地方を始め、国内外において、安全・安心が得られるよう、タンクに保管されている水の浄化処理については安全性を担保した確実な実施を行うとともに、地域関係者等の立ち合いや第三者機関による環境モニタリングの実施など客観性・透明性及び信頼性の高い安全対策を講じ、I A E A による安全性の検証を定期的に実施すること。

また処理水の元となる汚染水の発生については、多くの知見などを活用し、さらなる抑制対策を講じること。

(3) 万全な風評対策

双葉地方の復興の妨げとなる新たな風評を発生させない強い決意の下、国は前面に立って、責任をもって万全の対策を講じること。

(4) 事業者への支援及びセーフティネットの構築

処理水の取扱いは長期に及ぶことから、農林水産事業者などが安心して事業を営み、生業として継続できるよう対策強化に取り組むとともに、対策の実施状況や効果を確認しながら支援内容を検証するなど、必要な対策を講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合は、事業者の生活を守るとともに、東京電力に対し確実な賠償を行うように指導するなど、事業者に寄り添い、国が最後まで責任をもって対応すること。

3 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域以外の対応

【内閣府、経済産業省、警察庁、復興庁、消防庁、環境省】

(1) 特定復興再生拠点区域外の方針

令和3年8月に示された政府方針に基づき取り組みを進めるとともに、引き続き地域住民に寄り添い、地域の声に耳を傾け、帰還困難区域すべての避難指示解除に向けた取り組みをより一層加速させ、国は復興・再生に最後まで責任をもって取り組むこと。

(2) 除染・家屋解体等の実施

特定復興再生拠点区域外の家屋等について、荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋などは火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置できない状況となっているため、除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を早急に実施すること。

(3) 帰還困難区域等の除染

特定復興再生拠点区域の除染等については、地元自治体の実情に配慮しながら、フォローアップ除染を確実に実施すること。

また拠点区域以外の除染等については、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握したうえで、安心して生活できるよう十分な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、町村等の意向を十分にくみ取り、早急に方針を示すこと。

さらに、インフラ整備に伴い発生する土壌等が高線量のため処理・処分に支障をきたしているため、双葉地方の復興の妨げとならないよう、国が主体的に責任をもって、事前に除染するなど、確実かつ速やかに処理・処分するために必要な対応を講じること。

(4) 特定復興再生拠点区域以外の被災者生活支援

帰還意欲の向上を図るため、特定復興再生拠点区域以外の住宅に関する被災者生活再建支援金制度を弾力的に運用するなど、特定復興再生拠点区域以外の住民を対象として当面の被災者生活支援対策にしっかりと取り組むこと。

また、避難指示等が先行解除された地域の住民に講じられたものと同様の支援を行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費の負担等における取り扱いに不公平が生じないように各町村に対する財源の補填等を行うこと。

(5) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の実現

特定復興再生拠点区域復興再生計画の取組の実現に向けて、更なる支援を充実させるとともに、各町村の意見をしっかりと反映させ、逐次特定復興再生拠点区域拡大の認定を行うこと。

4 原子力発電所事故の収束と住民への迅速かつ正確な情報提供
【内閣府、復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

(1) 福島第一原子力発電所の着実な廃炉作業の実施

双葉地方の地域の安全・安心な生活環境を確保する観点から、福島第一原子力発電所の事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、事故の収束作業と廃炉に向けた取り組みを安全かつ着実に進めること。

(2) 東京電力への指導・監督

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取り組みが必要であり、地域住民や国民の理解が極めて重要であるにも関わらず、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっている。

国においては、東京電力に対し、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底するとともに、住民の不安が軽減されるよう適時適切な情報提供を行わせること。

(3) 放射性廃棄物の処分

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 福島第二原子力発電所の廃炉作業の実施

福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などを国として万全を期すとともに、使用済燃料については、処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

5 福島国際研究教育機構の整備と研究タウンまちづくりの推進 【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(1) 機構の取り組み

原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が30年、40年後も持続的に発展を成し遂げるために、これまでの政策で成し得なかった大胆な取り組みを行い、日本における「究極の地方創生モデル」を目指すとともに、「我が国の科学技術・産業競争力を牽引し、世界レベルの国際研究教育機構」となるよう整備促進を図ること。

さらに、双葉地方が復興を成し遂げられるまで、広域連携を図り「福島国際研究教育機構」がその司令塔機能を果たし、産業集積や新産業創出、研究技術開発及び人材育成の世界的レベルの拠点として機能し、その効果が双葉地方の復興まちづくりへ導かれ、持続的発展を遂げるべく、国は責任をもって対応すること。

(2) 機構の長期・安定的な運営体制

福島国際研究教育機構は、世界トップクラスの研究拠点を目指し、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を実現するために、世界レベルの拠点にふさわしい長期的・安定的な組織体制と財政基盤の構築を図り、恒久的な組織運営に努めること。

(3) 機構の役割

福島国際研究教育機構の研究分野については、世界トップクラスの研究者に強いインパクトを与えるような研究テーマを取り上げ、特に「福島ならではの」研究分野を対象とし日本国内のみならず世界へ発信すること。

また、国際的学会開催など研究者や企業等の活発な研究や交流活動を促進・支援する機能を充実させ、国際コンベンション機会創出の拠点の役割を果たさせるようにすること。

さらに、ベンチャー企業の活力により地域が発展し、先端技術の中核とした実用化重視の研究開発も行い、機構発ベンチャー企業等を創出するとともに、当該ベンチャー企業と地元企業との連携・育成を促進する仕組みを構築し、地域の雇用創出や定住人口の増大等を推進すること。

加えて、国際研究教育機構の安定的発展に必要な優秀な

人材を育成するため、ふたば未来学園等の地元高校生のみならず、小中学生も含めたシームレスな形で地域連携を図り、地元の人材育成はじめ県内外の人材育成へとつながる仕組みを構築するなど教育機能の充実を図ること。

また、小中学生や高校生の目標となる高等教育機関として大学院大学等の設置について引き続き検討すること。

さらに、世界に冠たる研究開発の進展と新しい教育環境づくりに向け、広域的な連携を図るため、地元企業や進出企業、教育関係者や金融界・地域づくり団体などの異業種交流の機会を創出し、産業人材・研究人材の育成を図ること。

(4) 機構の整備

世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」、「世界レベルの研究施設」「世界トップクラスの研究者が集う」等にふさわしい研究教育環境を整え、最先端の研究施設・交流活動・国際会議やセミナー等、多様な目的にも対応可能な施設環境・情報通信環境や利便性の優れた快適な空間と世界レベルの拠点にふさわしい景観を持つ施設となるよう配慮すること。

また、施設周辺も緑化を図り、全体として自然環境にも調和した空間となるよう計画すること。

国際研究教育施設としてふさわしい施設整備に必要な財源を確実に確保するとともに、将来の拡張も意識した施設計画となるよう長期的視点からのイメージデザインを描き検討すること。

(5) 研究タウンまちづくりの推進

福島国際研究教育機構が「復興の中核拠点」として機能を発揮し「福島・国際研究産業都市」の形成を図られるよう、双葉地方をはじめ浜通り地域の復興再生の司令塔機能を発揮しながら、その活動を支える研究者等やその家族などを受け入れるための生活環境・インフラ整備など、研究者等の生活圏域を広域的観点から捉え、研究タウンとしてまちづくりを推進すること。

また、研究者が最先端の研究を行いつつ安心してレクリエーション活動や地域活動等にも取り組めるような住環境づくりの総合的な推進を図り、復興まちづくりのモデルとなるよう国・県・地域町村が一体となって取り組む体制の構築を図るとともに、これらの街づくりの推進に必要な財源を中長期的に確保す

ること。

特に、生活環境づくりには、医療・教育・憩い・文化・教養等豊かで快適な環境が研究意欲の向上維持はもとより、家族の快適な生活の確保の基本的要素となることから、身近な生活環境の充実を図るとともに、多言語対応に配慮した住まいや商業施設、子育て、公園、余暇利用環境及び交流周遊環境づくり、DX対応地域社会、交通ネットワークの整備等魅力あるまちづくり・地域づくりに取り組むこと

さらには、研究者や企業等の活発な研究や交流活動、国際会議の開催など、国内外の研究者の利便性を高めるため、首都圏や南東北との広域連携となる高速交通ネットワーク環境等を整備し復興まちづくりの推進を図ること。

6 福島イノベーション・コースト構想の着実な実現

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想は、浜通り、特に双葉地方の産業や雇用創出に大いに資するものであることから、関連事業を含め、より一層の充実を図ること。

また、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が主要な実施主体として位置付けられているが、本構想は国家プロジェクトであるため、関係省庁が連携し、体制強化などに積極的に取り組むとともに、国と県が連携しながら構想の具体化を推進すること。

あわせて、東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた双葉地方の復興再生を着実に進めていくため、本機構の体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を図ること。

(2) 福島イノベーション・コースト構想の双葉地方の復興再生にむけた事業展開

本構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指して様々な環境整備を行っており、双葉地方においては原子力発電所の廃炉に関する研究施設等が整備されている。今後、整備が進む福島国際研究教育機構が創造的復興の中核拠点としての機能を発揮し、研究開発の推進、企業誘致と産業連携による成長産業の集積と新産業創出等、多角的な産業集積、さらにベンチャー企業創出、雇用創出、人材育成、交流人口や定住人の拡大等の取り組みをより一層加速させ、双葉地方の復興再生の更なる進展に向けた事業展開を図ること。

(3) 地元企業の参加促進

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生や地域経済の発展のため、特に廃炉作業については、作業を分解して発注するなど地元企業が受注しやすい発注体制を整備するよう指導・監督し、地元企業の参加を促進すること。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現や産業集積拡大に伴う地域発展に地元企業等が参画できる環境づくりを進め

ること。

(4) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた双葉地方の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、大震災前以上の経済産業活動の活性化と持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や地元企業と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

また、「福島イノベーション・コースト構想」の実現化を核とした産業の復興・再生や産業集積の取組において、双葉地方で事業を再開する事業者や新たに進出する新規事業者にとって、雇用確保は企業活動に必要不可欠な重要な課題であることから、人材確保と必要な財源確保等について、第2期復興創生期間以降も継続的に支援を図ること。

(5) 東日本大震災・原子力災害伝承館及び「ヴィレッジ」を交流拠点とした交流空間づくり

令和2年9月に双葉町において開館した「東日本大震災原子力災害伝承館」と令和3年に開所した富岡町や浪江町の伝承施設、整備中の復興祈念公園等が連携し、さらには復興シンボルの拠点である「ヴィレッジ」の利活用拡大を図り、各町村にある震災遺構や復興施設等とも広域に連携することにより、それぞれが避難地域における交流や情報発信拠点としての役割を担いながら双葉地方全体の交流空間づくりの促進に取り組むことに対し、必要な財源を確保し継続的に支援すること。

(6) 移住・定住・交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

双葉地方の復興再生を進めるにあたり、本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積を、より一層促進するためには、交流人口の拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの訪問者等に対する交流活動支援環境や生活環境の整備、交通環境の整備確保が重要である。このために必要な予算を中長

期的に継続して確保し整備促進に努めること。

また、移住・定住を促進するため、新産業による雇用の創出、充実した教育環境、安心して生活できる医療体制、子育て世帯・単身生活者・高齢者・お試し移住者などからの様々なニーズに対応した住まい環境・コミュニティづくりなど、魅力あるまちづくりの支援を行うこと。

さらに、二地域居住しやすい制度の構築、各町村で実施する移住促進事業への支援、高速交通ネットワークの整備、あらゆるソースを活用した情報発信の強化や推進体制の強化等多様なニーズに対応した施策展開を図ること。

(7) デジタル社会の実現

双葉地方の移住・定住を促進するためには、テレワークやリモート会議などに対応できる安定した通信環境が必要であるが、双葉地方の中山間地域では通信整備が不十分な状況であるため光ファイバー網の高度化に対する支援制度を拡充するなど、通信インフラ整備に係る支援を行うこと。

また、自治体DXを推進するため、「自治体DX推進計画」に基づく業務システムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、デジタル社会実現のための支援の充実と財政支援を講じること。

さらに、AI・ICTといったデジタル社会の基盤となる技術研究開発を推し進め、デジタル産業の育成等デジタル・イノベーション地域としての取り組みを図ること。

(8) カーボンニュートラル等への支援

双葉地方では「ゼロカーボンシティ宣言」をしている自治体が多くあり、再生可能エネルギーの導入や福島水素エネルギー研究フィールドを拠点に水素社会実現に向けたモデル構築などに取り組んでいる。この地域が国内で先進的な脱炭素社会を構築するためにも、新エネルギー供給基地化やカーボンニュートラルに取り組む自治体への積極的な支援及び予算の確保を行うこと。

7 「福島１２市町村の将来像」を踏まえた復興の実現
【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

今後の復興に向けて、被災自治体の思いに寄り添い、地域の実情を踏まえた支援に取り組むとともに、避難指示解除の時期や東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置への対応等、国が最後まで責任を持って前面に立ち、決断を先送りすることなく取り組んで行く必要があることから、「福島１２市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を踏まえ、双葉地方が３０年、４０年後も持続的に発展していけるよう、引き続き次の支援等を行うこと。

(1) １２市町村将来像のロードマップの作成と実現化の推進体制
の構築

福島１２市町村の将来像に関する有識者検討会提言を「夢物語」で終わることのないようにするため、本提言実現のためのロードマップを示すこと。

さらに、本提言の実現には３０年、４０年という長い期間が必要であることから、施策展開を図るためのフォローアップを継続できる推進体制を構築することと、推進に必要な財源を長期的に確保すること。

【復興庁、国土交通省】

常磐自動車道は、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際研究産業都市形成、福島国際研究教育機構の整備と研究タウンの整備等、福島浜通りは無論、双葉地方の復興に向けた環境整備といった観点に留まらず、東北地方の太平洋沿岸部の高速交通体系の形成を図る上からも重要な路線である。暫定2車線区間の広野ICから山元IC全区間の4車線化へ間断なく、必要な準備を早急に進め、早期整備を図ること。



(2) (仮称) あぶくま横断道路の整備

双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が未整備のため、東日本大震災並びに原発事故発生時、狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

このような状況において、福島県新広域道路交通計画の構想路線である「(仮称) あぶくま横断道路」について、今後の双葉地方の復興に際し、福島イノベーション・コースト構想の推進、整備が進められる国際研究教育機構の着実な発展、産業集積拠点間とのネットワーク及び物流の安定確保を始め、県内各地域との広域連携の促進と双葉地方の持続的地域発展に寄与し、緊急時の命を守る道（避難、救命救急、防災、災害復旧等）の確保、浜通りと中通りを連絡する重要な物流路線を、安全で信頼性の高い新たな高規格道路として、早期に調査路線に位置づけ必要な準備作業に取りかかり、整備促進の取り組みを推進すること。

(3) 国道 6 号の整備

双葉地方の主要道路である国道 6 号については、復興事業に伴い大型車の交通量が多く、車両のすれ違いの際に危険を感じる場面が増えており、道路交通の安全安心の確保の観点、さらには今後「福島国際研究教育機構」の整備進展に伴い「福島イノベーション・コースト構想」の実現化が飛躍的に進展し、福島県浜通り地方における研究拠点間ネットワークの強化充実が求められるため、そのアクセス基幹軸としての役割強化の観点からも 4 車線化を含めた拡幅等の措置を行うこと。

(4) ふくしま復興再生道路等の復興を支援する道路の整備

ふくしま復興再生道路等の復興を支える道路の整備については、復興拠点と中通り・会津地方を連絡する交通ネットワークを形成し、円滑な物流による地域経済の発展や、避難指示解除区域の復興と避難住民の帰還を推進し地域間の交流を図るために必要不可欠であるが、避難地域の復興はいまだ道半ばであり、事業が着手して間もない箇所も存在していることから、早期整備とともに復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

特に、今般、福島国際研究教育機構の立地が浪江町に決定したことから広域連携軸となる国道114号の整備促進について特段の配慮をすること。

また、復興再生道路指定区間外の線形不良箇所・幅員不足箇所等がまだ多数あり、復興事業のための大型車の交通量増大により、一般車両の走行安全性確保が喫緊の課題となっている。また、福島イノベーション・コースト構想の進展に伴い、中通りとの交通量がこれまで以上に増加し、交通安全の確保の観点からも、指定区域外の道路構造を改善するための整備を促進するとともに、必要な予算を確保すること。

【整備が必要なふくしま復興再生道路】

国道114号、国道288号、国道399号
県道小野富岡線、県道吉間田滝根線

【復興を加速化させるために整備が必要な道路】

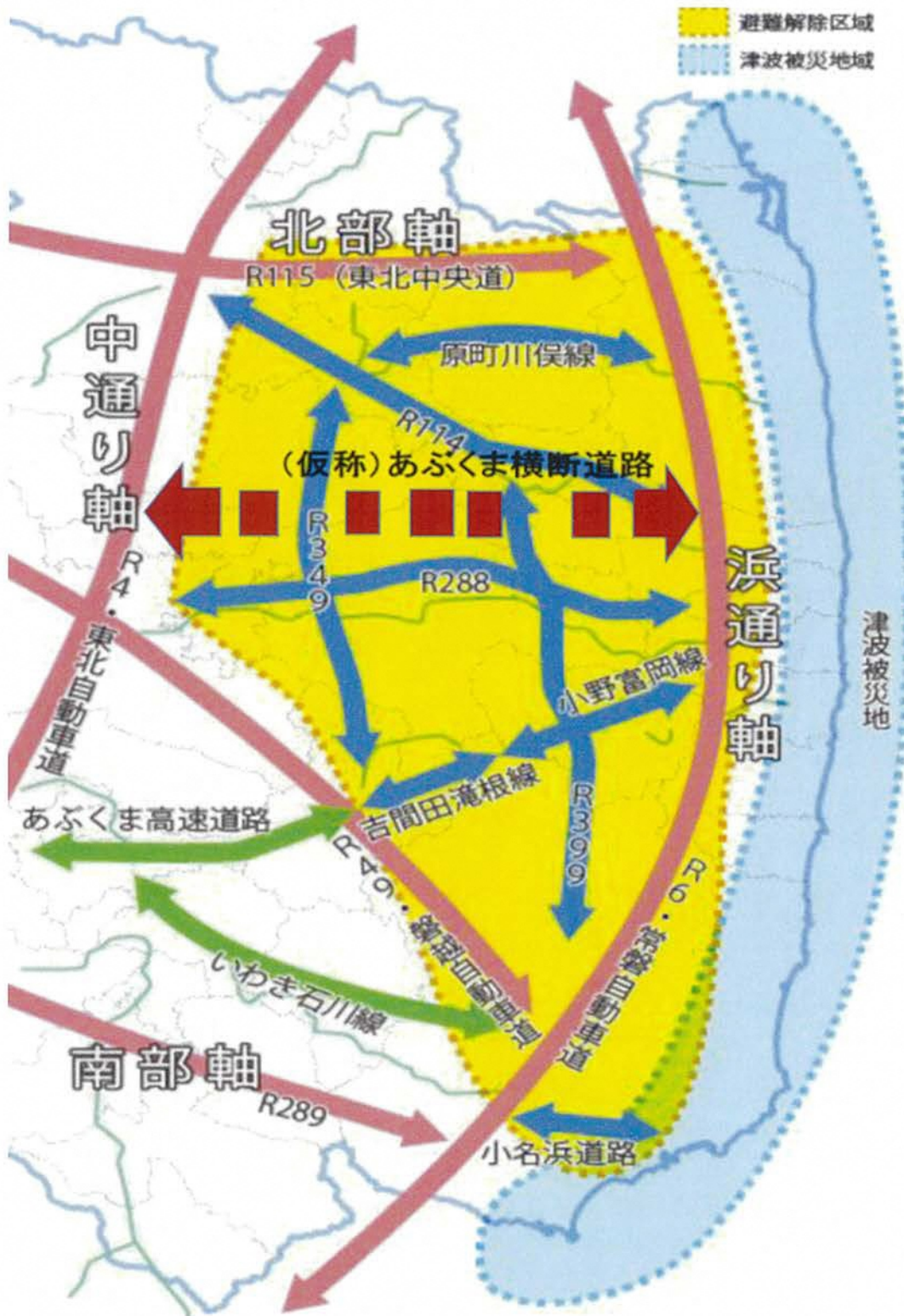
- ・ 県道広野小高線
- ・ 県道浪江三春線
- ・ 県道浪江鹿島線
- ・ 県道小良ヶ浜野上線
- ・ 県道落合浪江線
- ・ 県道幾世橋小高線
- ・ 県道井手長塚線
- ・ 県道富岡停車場線
- ・ 県道長塚請戸浪江線

(5) 生活環境の改善に資する道路の整備

双葉郡の道路の整備については、復興の進捗に伴い、新たに発生する課題等への対応が想定されるところであるが、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、地域の課題となっている狭小道路の拡幅整備や、生活道路網の新設整備及び安全な通学路の整備等を図ること。

- ・ 県道上戸渡広野線
- ・ 県道小埜上郡山線
- ・ 県道富岡大越線
- ・ 県道常葉野川線

【(仮称) あぶくま横断道路のイメージとふくしま復興再生道路】



【復興加速化のため整備が必要な道路及び生活環境の改善に資する道路】



(6) インフラ整備時に発生する土壌等の処理

双葉地方では、インフラ整備時の建設発生土等に含まれる放射性物質濃度が高い場合が多く、その処理に支障をきたしインフラ整備が進まない状況がある。双葉地方の復旧・復興を加速するために、国が主体的に責任をもって、事前に除染することや発生土壌を確実にかつ速やかに処理するために必要な対応を講ずること。

(7) 社会資本整備総合交付金（復興）等における財源の確保

双葉地方は、原子力災害からの復興はいまだ道半ばであり、今後も継続して中長期的な対応が必要であることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税措置の継続を図り、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

(8) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、社会資本整備総合交付金（通常分）や防災・安全対策交付金等の通常事業に係る財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

9 JR常磐線の機能強化と高速化【復興庁、国土交通省】

東日本大震災及び原子力災害から11年有余が経過したところである。双葉地方の復興は、「福島国際研究教育機構」の立地が浪江町に決定し、組織体制づくりや整備準備が進み始め、新たな段階を迎えようとしている。

JR常磐線は令和3年に全線が再開通し、福島イノベーション・コースト構想の推進や移住定住促進・交流人口の拡大等により増加する人の流れのインフラ基盤として重要な役割を担ってきている。今後の復興の新たな進展を図るためには、「福島浜通り国際研究産業都市形成」の整備促進とこれを支える新たな観点からの交通基盤の機能強化と高速化が必要不可欠となる。

新型車両の導入や特急列車の高速運行による首都圏や仙台圏との交流移動のスピードアップを確保できる施設整備に取り組むこと。国は、今後の復興を見据えJR常磐線の機能強化・高速化についてJR東日本を支援すること。

10 高速道路無料化措置の延長【復興庁、国土交通省】

高速道路無料措置について、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や帰還に向けた避難先と行き来が必要であることから、双葉地方の住民に対する高速道路無料措置について、国から示された方針を踏まえ、2023年4月以降も延長を行うこと。

11 農林水産業の復興・再生への支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 農業・農村再生のための必要な予算の確保

双葉地方における帰還促進や営農再開、農村コミュニティの再構築等、農業・農村再生は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けたことから、まだまだ多くの時間を要する。再び農業者が安心して営農再開できるような支援や農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けたほ場整備等、さらに農産物高付加価値化推進や6次産業化・大規模経営等といった取組、営農人材の確保支援等について、第2期復興・創生期間においても事業が完了し、復興が成し遂げられるまで、必要な予算を確保するとともに、補助金の執行に際しては、地域事情を的確に捉え、引き続き、柔軟かつ切れ目ない対応をすること。

(2) 農林畜産業への支援

双葉地方の阿武隈中山間地域の復興のため、一部取り組まれている農林畜産事業の支援の充実と6次化産業、地域連携により交流人口の拡大につながる食農連携拠点形成への仕組みづくり及び財政支援を行うこと。

また、畜産業の再生を図るため、飼料作物等の栽培など耕畜連携を進めるために必要な知見の共有と財政支援を行うこと。

(3) 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

原子力災害の影響を最も受けている双葉地方の森林を再生し、林業・木材業の活性化や生活圏の環境保全等、特に広葉樹林についてはきのこ原木林等の循環利用が図られるよう計画的な林業再生に向けた取り組みの促進等の各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

また、森林資源の活用拡大や新素材技術開発・新産業創出等の施策展開を図り、中山間地域の復興を推進すること。

(4) 水産業再生に係る取組の強化

双葉地方の水産業は、ALPS処理水の処分など極めて厳しい状況に置かれていることから、水産業の復興に向けては水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、売り切ることができる環境づくりが重要である。

ついては、操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、消費者に向けた理解促進等の取組、資源管理と栽培漁業等への支援等、国が前面に立ち、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策を推進するとともに、長期にわたり十分な予算を確保すること。

また、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間が必要であることから、原子力災害からの影響や今後の状況変化に的確に対応しながら、風評払拭の対応の強化を図るとともに、国は漁業者に寄り添った支援体制を構築し、中長期的な財源の確保を行うこと。

(5) 水田活用の直接支払交付金の見直し

双葉地方は、農業者の帰還促進や新規参入者の支援、一定期間の農地の保全管理の実施など営農再開に向けて、段階的に取り組んでいるところであり、原子力災害の被災地域の特殊な実情を考慮し、営農再開までの間は、交付対象水田の見直し対象としないなどの特例措置を講じること。

12 原子力損害賠償の確実な実施【復興庁、経済産業省】

(1) 指針の見直しの考え方に沿った適切な対応

最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が確定したことを受けて、原子力損害賠償紛争審査会が査定した「指針」について、これまで行ってきた賠償との比較や調査・分析を速やかに行い、住民や市町村に混乱や不公平が生じないように「指針」の見直しを含め適切な対応をすること。

また、東京電力に対し、判決確定を真摯に受け止め、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速且つ柔軟になされるよう改めて、指導すること。

(2) 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償の実施

被害者からの相談や賠償請求に丁寧に対応するなど、被害者の立場に立った取り組みを徹底し、生活の再建や事業の再建につながる賠償の確実な実施、賠償格差の更正等、心情にも配慮し、個別具体的な事情による損害賠償への、誠実、親身且つ迅速な対応をするよう東京電力に対し指導を行うこと。

(3) 消滅時効への対応

すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導することはもとより、新たに「指針」の見直しを行う場合は、必要な対応を講じること。

13 避難者等に対するきめ細やかな支援

【内閣府、復興庁、厚生労働省】

(1) 避難者の生活再建支援

東日本大震災及び原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、応急仮設住宅（賃貸型応急仮設住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って取り組むこと。

長期にわたって維持管理ができない住宅は解体し宅地周囲の環境を継続的に維持するとともに、被災者生活再建支援制度や税制特例等の支援措置を継続すること。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

応急仮設住宅については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで災害救助法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急仮設住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な運用を図ること。

応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力等への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないように必要な措置を講じること。

(3) 健康管理に関する支援

原子力災害発生時において、住民の一部は放射線量の高い地域へ避難するなどの影響で、将来の健康に対する不安が高まっていることから、国はがん検診をはじめとする各種健康診断等の受診率向上を図るため、双葉地方の町村に対する財政支援を持続的に行うとともに、各町村が実施するホールボディカウンターの運用に係る経費について十分な財政支援を継続し、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を継続すること。

さらに長期にわたる避難生活を余儀なくされている避難者等に対する健康支援活動等に従事する保健師等の人材確保に対する支援の強化を持続的に図ること。

また、長期にわたる避難生活により、強いストレス状態にある避難者等の心のケアについて、医療人材の確保も含め持続的に対

応できるよう必要な予算を確保すること。

(4) 双葉郡外への避難者に対する支援

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活が長期化していることから、すべての避難先において安心して暮らすことが出来るよう、避難者支援を行う受け入れ自治体、民間団体に対する持続的な財政措置を講じること。

福島県双葉地方町村議会議長名簿

町村名	氏 名	備 考
葛尾村議会議長	吉 田 義 則	会 長
大熊町議会議長	吉 岡 健太郎	副 会 長
広野町議会議長	北 郷 幹 夫	
楡葉町議会議長	青 木 基	
富岡町議会議長	高 橋 実	
川内村議会議長	渡 邊 一 夫	
双葉町議会議長	伊 藤 哲 雄	
浪江町議会議長	平 本 佳 司	